

委嘱状に関する内規

一般社団法人日本粉体工業技術協会

委員会規約4-2項、分科会規約3-4項及び粉体工業技術センター規約2-4項に示す任期について、平成13年10月1日以降を委嘱開始日とする委嘱状の委嘱期間、委嘱期間終了後の処置及び委嘱状等の発行者については、以下のとおりとする。

1. 発行日と委嘱開始期日

委嘱状の発行は、毎年3月の1回とし、委嘱開始日は4月1日とする。

但し、委員会、分科会及び粉体工業技術センター内部部門の正副委員長、正副コーディネータ、正副代表幹事及び正副マネジャーの、①新設・統合に伴う新任、②期中交代、③増員による緊急な委嘱が必要となった場合においては、その都度委嘱状を発行する。

2. 委嘱開始期日と委嘱終了期日

(1) 既設の委員会、分科会及び粉体工業技術センター内部部門の場合は、次のとおりとする。

① 再任者の場合は、再委嘱開始日から満2年以内の、3月31日を委嘱終了日とする。

② 期中交代者の場合は、前任者の委嘱終了日を委嘱終了日とする。

③ 増員による委嘱者（副委員長、副コーディネータ、副代表幹事及び副マネジャー）の委嘱終了期日については、他の同職者の委嘱終了日と同一とする。

(2) 新設の委員会、分科会及び粉体工業技術センター内部部門の場合は、委嘱開始日から、満2年以内の3月31日を委嘱終了日とする。

3. 委嘱期間終了後の処置

委嘱期間終了後2週間以内に委嘱者名で礼状を送る。

4. 委嘱状及び礼状の発行者

(1) 理事会の承認を要する委嘱者への委嘱状の発行は会長名とし、事務局本部から発行する。

(2) 理事会の承認を要しない委員、世話人等への委嘱状の発行は、委員長名、代表幹事名等とし、その委員会、分科会等において発行する。

5. その他

他団体等からの受託業務に関わる委員会については、原則としてその受託契約に従う。

(附 則)

この内規の改定は、理事会承認を得た日から施行する。

(付 記)

平成10年 9月17日制定（理事会承認）

平成12年 3月23日改定（理事会承認）

平成13年 9月20日改定（理事会承認）

平成15年 3月19日改定（理事会承認）

平成23年 5月12日一部改定（理事会承認）